

令和4年第3回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和4年9月15日（木曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
消防長	松永潤	総務企画部次長	中嶋一彦
市民福祉部次長	古屋敦子	建設農林部次長	市村祥二
総務企画部行政経営課長	岡崎基代	経営企画室長	古屋壮之

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議案第57号 令和3年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 令和3年度美祢市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 令和3年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第60号 令和3年度美祢市観光事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第61号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第62号 令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第63号 令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第64号 美祢市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第69号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第3回美祢市議会定例会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

私事でございますが、このたび私の不注意から、執行部の皆さん、議員の皆様、あるいは議会事務局並びに臨時議会等含めまして、大変多くの方に御迷惑をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げたいと思います。

特にですね、消防救急隊の皆様、あるいは美祢市立病院の皆様には、適切な対応をいただきまして、美祢市立病院に入院、加療することができました。

中でも、病院は全ての患者に対し、笑顔で心のこもった対応には驚きました。聞くで見るとは大違いということで、中に入らせていただきまして、十分見させていただきました。

まさにですね、聞くで見るとは大違いということがございますが、そのとおりで病院スタッフの一同、厳しい医療環境の中で本当に献身的に業務に取り組んでいらったこと、改めて感謝と敬意を表すものでございます。

最後に、約1か月間、議会業務に多大な御迷惑をおかけいたしました。まだ治療中でございます。今後も完治するまで若干の御迷惑をおかけすると思いますが、どうか議員の皆様方、執行部の皆さんにおかれましては、御指導、御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、復帰にあたり御挨拶とさせていただきます。本当に御迷惑かけました。ありがとうございました。

なお、開会にあたりまして、ぜひですね、空調は効いておりませんので、上着を脱がれて結構でございますし、それから、マスクも息苦しい方は御自由に外されて結構でございますので、よろしくひとつお願いいたします。

ちょっと脱がさせていただきます。どうぞ執行部の皆さんいいですよ、脱がれて。もうベタベタですよ、汗で。よろしゅうございましょうか。

自己防衛でマスクかけられてもいいし、外されても結構でございます。それでは、よろしゅうございますか。

これより、会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部から議案第57号から議案第69号までの13件、また、監査委員から美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から10月6日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第57号から日程第15、議案第69号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和4年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました議案13件について御説明を申し上げます。

議案第57号は、令和3年度美祢市水道事業会計決算の認定についてであります。

まず、業務量の御説明をします。

令和3年度の年度末給水戸数は1万34戸、年間の給水量は254万8,057立方メートルであります。

次に、収益的収入及び支出であります。

収入総額は7億8,427万5,039円、支出総額は7億832万6,890円であります。

この結果、令和3年度の収益的収支は7,594万8,149円の利益となり、消費税差引き後は761万862円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入総額は7億9,269万8,730円、支出総額は10億2,645万1,381円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,375万2,651円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,796万9,937円、過年度分損益勘定留保資金1,048万3,542円、及び当年度分損益勘定留保資金1億5,529万9,172円で補填したところであります。

以上、令和3年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第58号は、令和3年度美祢市下水道事業会計決算の認定についてであります。まず、業務量の御説明をします。

令和3年度の年度末下水道使用戸数が、公共下水道事業では3,605戸、農業集落排水事業では997戸、全体で4,602戸、年間の処理数量が公共下水道事業では86万3,480立方メートル、農業集落排水事業では23万646立方メートル、全体で109万4,126立方メートルであります。

次に、収益的収入及び支出であります。

収入においては、公共下水道事業収益5億4,419万6,193円、農業集落排水事業収益2億4,308万2,789円で、収入総額7億8,727万8,982円。

一方、支出においては、公共下水道事業費用5億612万3,986円、農業集落排水事業費用2億2,880万8,879円で、支出総額は7億3,493万2,865円であります。

この結果、令和3年度の収益的収支は5,234万6,117円の利益となり、消費税差引き後は4,648万5,638円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入においては、公共下水道事業資本的収入2億1,022万1,800円、農業集落排水事業資本的収入7,933万908円で、収入総額は2億8,955万2,708円。

一方、支出においては、公共下水道事業資本的支出2億8,858万7,427円、農業集落排水事業資本的支出1億1,527万6,009円で、支出総額は4億386万3,436円であり

ます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,431万728円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額586万479円及び過年度分損益勘定留保資金1億845万249円で補填したところであります。

以上、令和3年度美祢市下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第59号は、令和3年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてであります。

それでは、令和3年度決算の概要について御説明いたします。

まず、業務量ですが、美祢市立病院では入院が3万2,259人、外来が3万7,445人、美祢市立美東病院では入院が2万6,342人、外来が2万6,442人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢では短期入所を含む入所が2万3,438人、通所が4,246人、また、美祢市訪問看護ステーションの利用者は5,623人となっております。

次に、決算額について御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入は、病院事業収益35億2,971万7,960円、介護老人保健施設事業収益3億5,658万465円、訪問看護事業収益5,369万1,960円で、総額39億3,999万385円あります。

一方、収益的支出では、病院事業費用35億70万1,130円、介護老人保健施設事業費用3億8,990万9,324円、訪問看護事業費用4,722万6,451円で、総額39億3,783万6,905円あります。

この結果、令和3年度の収益的収支は215万3,480円の利益となり、消費税差引き後は84万4,211円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入は、病院事業資本的収入6億4,742万7,000円、介護老人保健施設事業資本的収入5,107万7,000円で、総収入は6億9,850万4,000円あります。

一方、支出は、病院事業資本的支出7億6,573万3,755円、介護老人保健施設事業資本的支出3,780万7,346円で、総支出は8億354万1,101円となり、不足する額1億503万7,101円は退職給付引当金で措置いたしました。

以上、令和3年度美祢市病院等事業会計決算について御説明申し上げましたが、

別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第60号は、令和3年度美祢市観光事業会計決算の認定についてであります。

それでは、令和3年度決算の概要について御説明いたしますが、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により観光客数は低迷しております。

まず、入洞者数であります。秋芳洞入洞者数は23万3,065人、大正洞入洞者数は4,549人、景清洞入洞者数は9,027人、三洞の合計が24万6,641人となりました。

また、養ソン事業では、養ソン場マス販売尾数は5万2,912尾となったところであります。

次に、収益的収入及び支出であります。

収益的収入3億5,199万352円に対し、収益的支出は4億7,115万9,447円でありませぬ。

この結果、令和3年度の収益的収支は1億1,916万9,095円の損失となり、消費税差引き後は1億2,676万5,893円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入額897万3,000円に対し、支出額1億936万4,608円となり、不足する額1億39万1,608円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額674万3,436円、及び過年度分損益勘定留保資金9,364万8,172円で補填したところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、秋芳洞無線LAN設置工事、秋吉台リフレッシュパーク研修棟空調改修工事、秋芳洞バスターミナル駐車場改修工事等を行い、建設改良費9,445万800円を執行いたしました。

以上、令和3年度美祢市観光事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

議案第61号は、令和4年度美祢市一般会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、オミクロン株に対応した改良型ワクチンについて国が接種を開始する方向性を示しており、早期の対応を要しますことから必要な経費を追加するものであります。

まず、歳出では、衛生費において、新型コロナウイルスワクチンの2回目接種までを完了した12歳以上の市民を対象とする改良型ワクチン接種に係る経費など

6,185万7,000円を追加し、一方、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などの特定財源を6,185万7,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,185万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ205億7,933万9,000円とするものであります。

議案第62号は、令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）であります。

このたびの補正は、本庁舎整備事業において工期の見直しを行い、本年度末執行見込みとなる——本年度末執行見込みとなる事業費を減額し、また、ジビエの普及支援や道路補修の増加に係る経費など、今後の業務を推進する上で緊急に必要な経費を追加するとともに、継続費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、本年度単年度事業として予算計上している本庁舎整備事業費のうち、工期の見直しに伴い、翌年度へ変更見込みとなる事業費として4億2,401万4,000円を減額しております。

民生費では、指定寄附を活用した社会福祉協議会運営費補助に係る経費、また、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の完了に伴う精算に係る経費として、合わせて491万3,000円を追加しております。

農林費では、中山間地域等直接支払交付金事業における集落協定及び取組面積の増加に伴う経費、また、ジビエの普及支援に係る経費など、合わせて399万4,000円を追加しております。

土木費では、道路維持事業において、道路の補修箇所が増加に伴う経費として800万円を追加しております。

次に、歳入では、国県支出金や企業版ふるさと納税寄附金などの特定財源を差引き4億1,057万4,000円減額するとともに、普通交付税や財政調整基金繰入金などの一般財源を差引き346万7,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億710万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億7,223万2,000円とするものであります。

次に、継続費の補正であります。

庁舎整備事業に係る継続費を1件追加し、3件変更を行っております。

最後に、地方債の補正であります。

庁舎等整備事業債ほか3件について、限度額の変更を行っております。

議案第63号は、令和4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、令和3年度事業の精算に係るものであり、歳出では、基金積立金において介護給付費準備基金元金を3,829万4,000円、また、諸支出金において、過年度国県補助金等精算返還金を1,874万7,000円追加し、一方、歳入では、令和3年度事業の精算に係る国庫支出金を2,226万3,000円、また、繰越金を3,477万8,000円追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,704万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,054万9,000円とするものであります。

議案第64号は、美祢市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてであります。

これは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行い、関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第65号は、美祢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

これは、妊娠、出産及び育児等と仕事の両立支援措置のため、国においては、育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の対象期間の拡大等が実施されます。

これに併せて改正された地方公務員の育児休業に関する法律が施行されることに伴い、関連規定について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和4年10月1日から施行するものであります。

議案第66号は、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。

これは、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令による法令改正に伴い、美祢市過疎地域の持続的発展の支援に関する

特別措置法による固定資産税の課税免除に関する条例中で引用されている租税特別措置法及び同法施行令の規定について、項ずれ等が生じているため所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第67号は、美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、美祢市道の駅おふくのレストランについて、指定管理者が他の事業者への利用を許可できるよう、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和5年4月1日付で施行するものであります。

議案第68号は、美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

これは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営に係る公費負担について国の基準額が改正されたことから、美祢市議会議員及び美祢市長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第69号は、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてであります。

これは、人権擁護委員の松本孝志氏、寺埜次朗氏、及び松原賢治氏が令和4年12月31日をもって任期満了となりますことから、松本孝志氏を再任候補として、また、寺埜次朗氏の後任候補として石川克己氏を、松原賢治氏の後任候補として、阿部文枝氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案13件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第57号令和3年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第58号令和3年度美祢市下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第59号令和3年度美祢市病院事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 息苦しいので、ちょっとマスクを外させていただきます。

○議長（竹岡昌治君） マイク外されて——失礼いたしました。マスク外されて結構ですよ。審議中も皆さん息苦しい方は外してください。

○5番（藤井敏通君） 今、決算報告といいますか、ちょっと気になるのがですね、資本的支出、収入支出で差額がかなり出てるんですけども、この不足する1億503万7,101円というか、これを退職金の給付引当金で措置するとありますが、退職金の給付引当金というのは、退職者が仮に全員一斉にっていうようなことに対処するためにあらかじめ積立てておく、そういう性格のものであると思うんですね。

そういうふうな引当金を、今回このような資本的支出収入の差に補填するということは、まず、こういう費用——こういう処置そのものは問題がないかどうか、非常に気になるんですけども、そこは問題ないでしょうか。

で、仮にこれを充てたとして、いずれっていうか、近いうちに必ずやっぱりこの引当金というのは、また何らかの形でちゃんと計上せんといかんですけど、そうなってくると、やはり、その財源がどっからなのかということになるかと思うんですけど。

まず、問題が、こういうのに引き当てて問題がないかということと、これをどう今度——今後、積立てされるのかというこの2点、お伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 誰が答えられますか。古屋経営企画室長。

○経営企画室長（古屋壮之君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 室長、マスク外して。

○経営企画室長（古屋壮之君） すみません。ただいまの藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、公営企業会計に関します状況ですけれども、実は平成26年度に行われた全面的見直しの際、この退職給付引当金を計上することになりました。

その際、総務省より示された質疑応答集、いわゆるQ&Aの中では、基本通知で引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金、こちらを建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべきであり、望ましいものではないというふうにされておりますけれども、引当金の性質として現金の支出を必要としない費用、また、当面支出が見込まれないものであるなら、資金の効率的な運用として補填財源として活用する余地はあるとしながらも、各企業体で慎重に検討され、対応されたいという見解が示されております。

いわゆる、望ましいものではないけれども、使用してはいけないという制限がかけられたものではないという状況になっております。

今回、令和3年度の決算では、現金預金——病院等事業として現金預金を保有しておることから、現金がなければ当然、一時借入金を起こすものでありますけれども、資本的収支で不足する額に対しまして、退職給付引当金を補填財源として措置したところでございます。

しかしながら、総務省通知にもありますように、企業会計として望ましいものではないということから、今後におきましても、病院事業の運営全体として、収益的収支の改善、また、資本的収支予算、こちらは特に建設改良費、また、病院等で使用する高額機器等の更新に要する経費になってきますけれども、こちらのほうの見直しを精査を行う中で、今後とも経営の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の御説明で私2つお聞きして、その最初の1番目の質問に対しては、望ましくはないけれども禁止されてるわけではないんで回したということで、1つの考えかなと思います。

ただし、この退職引当金というのは、やはりどうしても退職者が——のために積

立てておくべきものだと思うんですけども、今回崩されたら、その今度積立って
いうのはどのようにされるんですか。もう一気に何かでっていうんじゃなくて、先
ほどの話だと、少なくともその資本的支出については、高額医療器とかについてで
きるだけ精査すると、要するに出すほうを抑えると。で、病院の経営をしっかりと、
要するに、収益的収支で黒にして、そのものをできるだけ資本的支出のほうにも回
したいと、こういうことだと思うんですけども、この1億円強の退職引当金、こ
れ、いつまでまた解約される予定かということをお聞きしたんですけども、それ
については何かお考えはありますか。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。

留保財源の不足について、解消をどうするかということですから。古屋経営企画
室長。

○経営企画室長（古屋壮之君） 藤井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、この退職給付引当金につきましては、毎年度、在職する職員に関する一斉
に退職したことを前提とした積算を毎年度行いまして、このたび1億円強の引当金
を措置したところでありますから、その差額について——その差額を毎年度、退職
給付引当金として予算計上するようになります。

また、これにつきましては、どうしても収益的収支、これが——この改善がなけ
れば、このまた元に戻すというところには至りませんので、それぞれの病院におい
て、特に市立病院におきましては、病棟運営の見直し、ベッド数の見直しだったり、
療養病棟では、入院基本料の単価の向上を目指した取組を鋭意進めております。

これによる——これによりまして、経営改善収益的収支の改善に現在努めておる
ところでございます。

こういった取組を行う中で、退職給付引当金の復元のほうに努めてまいりたいと
いうふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の御説明だと、この今回取り崩した1億円については、要
は今までも、あるいは、今年も当然その人数分については積立ををしていきますと。
ただし、この1億については、それをプラスアルファ何年間に分けて、実際に収益
的収支で黒になるように、財源をそこを少しずつ充てていきますと。こういうこと

で、具体的に何年なるとかいうことじゃないんだけども、毎年毎年積み増しでこの分を補填しています、こういうことでよろしいですね。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第60号令和3年度美祢市観光事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第61号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第61号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第62号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行

います。質疑はございませんか。秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） この議案について質問いたします。

この議案の本庁舎建築工事について、いささかの疑念がありますので質問をさせていただきます。

今回の予算補正は、継続費の建築工事関係費が3億1,000万円で約14%の増。工事監理に関する経費が約840万円増額されまして4,400万円となり、合計で3億1,783万4,000円の追加となっております。

金額は示されておりますが、具体的な内容が示されておられませんので、その内容をお聞きいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えしたいと思います。

具体的な内容という御質問でございますので、担当次長のほうから説明をいたさせたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

このたびの継続費の補正、中でも継続費の変更の内容の内訳を御説明いたします。

まず、継続費の変更といたしましては、新庁舎——新本庁舎建設工事、それから新本庁舎建設工事監理業務、そして新本庁舎建設附帯事業、この3本の変更を行っておりますが、その中で、新本庁舎建設附帯事業につきましては、年度の振替のみで金額の変更はございませんので、最初の2つ、建設工事それから建設工事監理業務についての増額について御説明いたします。

建設工事につきましては、合計で3億943万円の増額とさしております——させていただきます。

で、建設工事の中で、建築工事、それから電気設備工事、それから機械設備工事、この3種の工事の合計でございます。

まず、建築工事につきまして、主な増額の工事の内容を御説明いたします。

まず、ボーリング調査——ボーリング調査につきましては、当初3か所の予定でありましたところ53か所工事をしておりますので8,250万円、それから先行掘削——オールケーシング工法でございますけれども、こちらの工事のほうは18か所から67か所ということで、箇所数の変更を行っております1億1,220万円、それから

杭工事、杭工事のほうの本数は変更ありませんけれども、杭の長さの変更ということで合計3,300万円、それから地中障害物撤去、こちらのほうが1,430万円、それから山留工事、こちらのほう、工法の変更ということで880万円の増額、それから根切り、こちらのほうは掘削でございますけれども、こちらのほう、工法の変更により1980万円、それからその他工期延伸、それから外構工事、一気に施工する予定であった工事の工程の短縮により、工期延伸が1,980万円の増加、それから工期の短縮による——構築工期の短縮のための工事変更、こちらのほうは550万円、合計で建築増——建築工事の増額が2億9,590万円となっております。

それから、それに伴い電気設備工事の工期延伸、こちらのほうが220万円、それから、機械設備工事のほう合計で1,133万円、合計で建設工事の合計が3億943万円となっております。

それに伴いまして、工事監理業務のほうが増額となっております840万4,000円ということになっておりますので、こちらのほうを今回の補正予算として提出させていただきます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 今回のケーシングが18か所から67か所に増えたということで、だから、これが杭に変わるもんなんですよね。

それからですね、今回の新庁舎に関しては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の第18条に工事に関する基準が定めてあると思います。

これは、工事の規模及び難易度、地域の事情、自然条件、工事内容、施工条件や施工従事者の休日等の定めがありますが、議会でよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

最初の御質問ですけれども、先行掘削、先行掘削の中で、オールケーシングの内容が18か所から67か所になったものです。

こちらのほうの理由といたしましては、当初、ボーリング先行掘削以外で——申し訳ございません——当初、先行掘削を18か所で検討しておりましたけれども、工事の中で地中の岩盤の支持層、こちらの内容によりまして、より強度な工法、オー

ルケーシングを採用したほうがいいたろうということに、工事の中で業者と協議をいたしまして決定いたしましたので、当初、計画してたボーリング工法ではなく、オールケーシングということで67か所、要するに、杭工事を行う全箇所をオールケーシングと——オールケーシング工法としたところでございます。

申し訳ありません、2番目の質問、もう一度お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 公共工事の入札の適正化等に関する法律がありまして、第18条にいろいろ——18条に定めがありまして、これについては、いろんな定めがされております。

これは、間違いがないということで私も理解しておりますが、一応、お尋ねということでした。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいま秋枝議員おっしゃられた法令についてはそのとおりであります。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 今回の新庁舎に関する杭打ち工事は、地盤の関係から難易度が当初から問題視されていたというふうに思っております。

このため、慎重に事前調査や設計段階での検討をされたと思います。

市長は、工事の難易度や予定価格について、当初から工事期間の延長や工事の追加補正に関して何か思いがあったというか、当初から追加工事、追加工事で実施するというような思いがあったのでしょうか。お伺いいたします。

また、基礎工事の杭打ち業者が途中で引き上げたというふうに聞きました。なぜ、引き上げられたのか。また、そのために工期がさらに延長されたのか。経緯の御説明をお願いできたらというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えします。

追加工事については、当初は想定しておりません。

以上でございます。

その他の御質問については、中嶋次長のほうから説明をいたさせます。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの追加工事をするようになった原因と経緯についての御質問にお答えしたいと思います。

このたび、まず設計時に地質調査を行っております。

で、その地質調査により、建設場所——建設箇所付近における杭の支持層、こちらは石灰岩ですけれども、こちらまでの距離を特定しております。調査地点のデータにより、石灰岩の形状も想定しておりまして、実施設計書を作成いたしました。

それで、設計時に建物——旧公害試験室と——公害試験室がありましたけれども、この建物があつた箇所付近につきましては、施工前にチェックボーリング、いわゆる事前ボーリングの調査でございますけれども、事前ボーリング調査として3か所実施するよう設計書に盛り込みまして、発注をかけております。

発注後、工事請負者の提案によりまして、溶食洞付近に7か所実施することで、変更をかけております。

変更をかけた理由といたしましては、溶食洞の範囲が確定すればオールケーシングの本数を減らすことができ、それから減額の要因ということも考えられたことから、変更を承諾しております。

その事前ボーリング調査におきましては、設計書と異なる箇所から石灰岩が出てきたことによりまして、追加ボーリング調査を実施したというところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） なかなか専門的で、私、素人にはなかなか分かりにくいところなんです。

続いて、先の新庁舎等建設特別委員会で、執行部から今回の補正は軽微な変更と説明がありました。

市長は、この変更が本当に軽微な変更だと思っておられるのでしょうか。それとも、当初の杭打ち工事はどの程度の予算で発注されたのか——そもそも当初の杭打ち工事はどの程度の予算で発注されたのか、お答えいただきたいと思います。

今回の追加補正の予算の額は、私の感覚では市民の皆様も同じと思いますが、この3億円超の追加予算が軽微なものとは決して思われません。市長は、この軽微な変更とされているので継続費で処理され、議会の議決なしに地盤改良工事を進められたのだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎等建設特別委員会での質疑でございます——質疑と執行部の答弁でございます。

執行部のほうは——担当者のほうはガイドラインでは——ガイドラインでは、工事請負費の20%までが軽微な変更というふうに回答したかというふうに、私も報告を受けております。決して、額的にも軽微とは認識はしておりません。

私の認識としては、額的にも軽微とは思っておりません。ただ——ただ言葉尻で本当誤解を招いたかもしれませんが、ガイドラインでは20%までが——工事請負費の20%までがそういった変更に当たるというふうに記載されているというふうに認識しております。

私からは、以上でございます。

あと、追加は次長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（竹岡昌治君） 課長、何かいね、何かの業者が途中で引き上げたがってということには答えがなかったような気がしますが、併せてお願いします。中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） 申し訳ございません。先ほどの質問1つお答えしておりませんでした。

当初の業者が、別の場所に変更に——移動になったというところの理由の御質問だと思います。

こちらのほうは、オールケーシングの重機をリースしておりまして、こちらのほう、オールケーシングのリースは、全国的にも台数が少ないものですから、当初の期間、リースの期間を定めておりますので、その期間が終了をしたことによって、まず、別の建設場所——工事場所に移動したというところでございます。

それから、そのあとの御質問でございますが、杭工事——杭打ち工事の当初の金額、それから、その金額がいくらに変更になったかという御質問だと思います。

杭工事の内容としましては、既成のコンクリート杭の材料費、それから、その杭打ちの施工費、その他、残土の——杭の残土の処理という、その3種類の構成となっております。

それで、申し訳ございません、合計の先ほどの御説明しました杭工事、その3種工事の合計が、当初1億8,422万円であったものが2億1,722万円というふうに増額

しておりますので、その増額金額といたしましては、先ほど御説明いたしましたけれども3,300万円の増額というふうになっております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 先ほどですね、ケーシングを杭に含めて、ケーシングは18か所から67か所と、杭は変更ないということで、それだけケーシングが増えて、杭工事がそれだけ——わずかしか——約3,000万円しか増えんのでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど、私が御回答差し上げたのは、杭工事のみの増額の金額を申し上げたものでございまして、杭工事の——杭工事の増額の理由といたしましては、杭の本数自体は変更はありません。67か所で変更はございませんけれども、石灰岩——岩盤の石灰岩等の石灰岩の内容といたしますか、形状によりまして、当初862メートルの杭の長さが954メートルに合計の杭の長さが変更になっておりますので、要するに、合計の長さが増加しておりますので、その金額——それに対する増額分ということになります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと議論がかみ合わんのいね。

秋枝議員、分かりました。分からんでしょう。あなたが言ってることと、ちょっとかみおうてないんよ。（発言する者あり）

いや、多分、全体の20パーセントならということやけど、3億円ぐらい増えたのは、そうじゃないんじゃないのと、基礎工事に関するものが増えたんじゃないかというんで、例えば、杭はとか聞きよってやろうと思うんですけどね、分からんけど、ということじゃないんですか。（発言する者あり）そのほうが早いんじゃない。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えする前に、全体像をどこがどう増えたかっていうのは、本当皆さんも御理解いただけてないというふうに感じております。

したがいまして、ちょっと若干休憩をいただいて、その間に資料配付をさせていただいて、その資料に基づいて説明をさせていただければと思いますが、よろしい

でしょうか。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） どうします。秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 私も、あんまり時間取るのも恐縮なんです。

○議長（竹岡昌治君） 議論、続けますか。

○15番（秋枝秀稔君） ちょっと続けさせていただきまして、また資料配付はお願いしたいと思います。

市長は、本庁舎建て替えは可能な限り安く建築するという、選挙期間中も言われておりましたし、公約にもあったかというふうに思っております。表向きは、確かに安価ですね。ですが、後から業者の要求っていうかですね——要望で追加補正を繰り返すという、そういう私、危惧を持っておるんです。

この地盤改良工事は、耐震性や安全性からも必要なものと思っておりますが、現在の本庁舎の基礎の杭は極めて少ないというふうに聞いて——聞いたことがありまして、これで現在までこの本庁舎に支障はなかったと、こういうことですが、このたびの工事では67本の基礎杭が施工されたと。果たして、この杭の本数が妥当であったのか、それがゆえに、当初から地盤のボーリング調査を実施して、その結果に基づいて設計、施工をし、発注しているはずであります。

この3件の追加工事は、どうしても私は今までの——今もって、釈然といたしません。後ほど、資料もいただけるということで、またそれも見たいと思います。

これは、先ほど最初に申しました追加追加で、そういう危惧をどなたも持っておられると思うんです。御回答をお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えします。

この地盤の状況というのは、3月での特別委員会等で御理解いただいているというふうに考えております。

これについては、当初、想定にない溶食洞とかが見つかったとか、そういった理由によるものでございます。追加追加という考えは毛頭ございません。ただ、安全・安心な庁舎を建設するために必要な杭の本数というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ちょっと、念押しで、もう一度お聞きします。

もう、今後さらに軽微な変更——軽微な変更という形で、追加費用——追加費用が発生するということは、考えられんですね。

施行業者の要求でどんどん費用がかさんでいくのではないかと、本当心配しておるんです。本当に公平・公正な契約であった、ですね。要求を受け入れて公平・公正な契約ということで、最後のお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えします。

決して、業者の要望によって、うちが答えてるわけではございません。あくまでも協議の上こういうのがなり——こういうのが実際に想定されてない状況下にあります。業者のほうから、どういたしますかということで、こちらと業者との協議の結果、工事の内容、一部変更をかけたところがございます。

追加追加はもうないだろうなという御質問でございます。

あと、現時点ではないというふうに思っております。ただ、今現在、物価高騰、資材高騰、これをどこまで影響するのかっていうのは不透明な部分がございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと、恐れ入ります。1時間過ぎましたんで、ちょっと休憩取りたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（竹岡昌治君） それでは、休憩前に続き、会議を開きます。秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 最後にお尋ねいたします。

市長が先ほどクリーンな関係は議会の承認を受けておるといようなニュアンスのことを言われましたが、これ議会で承認されたという記憶は私にはありません。

で、これは3億円の予算を動かすというのは、これは、議会やはり承認を受けるべきだというふうに思うんですね。だったら議会で公に討論してきちんと決めるっていうのが、これがやはり大事なことではないかというふうに思います。

以上です。

だからですね、議会は本当、はよ言やないがしろというかですね、そういうこと

のイメージを受けます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御発言に対し、ちょっと誤解があるのではなかろうかと思えますけど、私は先ほど、3月に御理解いただいたっていうのは、この地盤の状況は御理解いただいたのではないかという発言をさせていただきました。決して、予算について御理解いただいたという発言ではないので、その点も申し述べさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 2点、議会に御理解いただいたという市長の発言は、議会に理解をいただいたというわけではありませんという発言がありましたけど、議会が理解したと思われたから、新聞報道で、これこれの予定っちゃうことで、9月9日の新聞、この新聞の中にですね、これこれするということで載ってるんですよ。議会まだ承認してないのに、載せたと、議会がもう容認してるっていうふうに取り取られてもしょうがないと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、先ほど来、秋枝議員からも質疑がされましたが、このたび、継続費の変更で、ボーリングが3か所を予定してところが53か所増えとるんですね。オールケーシングは18か所予定してところが67か所になりましたと。地質調査も増やされたと、先ほど説明があったんですよ。これを軽微な変更って思われるのかどうか。3か所が53か所に増えてるんですよ。18か所が67か所に増えてるんですよ。金額がどうこうじゃなくて、議会に諮るべきじゃないんですか。お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の9月9日の新聞報道の件でございます。

これは定例記者会見で、こういった予算を出させていただきますといった説明でございます。決して、議会で承認をいただきましたということではございません。予算の説明を定例記者会見で説明させていただいたということでございます。

予算計上については、行政経営課長のほうからちょっと説明をいたさせたいと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） すみません、割って入って。今軽微の変更のほうは、市長がどう感じておられるか、市長のお考えを尋ねたいんです。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

先ほども秋枝議員の御質問にお答えいたしましたけど、私は決して、金額的にも軽微な変更とは思っておりません。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） では、なぜ議会に諮られなかったんですか。もう3月に、基本設計の段階で、地盤に問題があると。実施設計の段階で、また問題があるというふうになって、調査をされようとした段階で、調査費なり何なりですね、議会に諮るべきじゃないんですか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えしたいと思います。

これまでの経緯と——ちょっと順序立てて、行政経営課長のほうからちょっと説明をいたさせたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えいたします。

議会に諮らずに、工事を進める理由というところが主な御質問だと思いますけれども、まず今回の工事の現場の状況を御説明いたしますと、工事の現場の状況としましては、施工を進めていかないと、次の工程に進むことができないという問題点がまずございました。各工程が終了しないと、金額がきっちり精査、確定できず、また、先ほど議員がおっしゃるように、議会に諮るために工事を止めたということになりますと、そのリスクとしても、機械のリース料、それから人件費等が余分に発生いたしますので、今回、補正で提案させていただいた金額以上の増額と、工期の延伸が考えられるところでございます。

例えば、機械のリース料、オールケーシングの機械のリース料は、参考までに、1日約200万円リース料がかかるというところもございましたので、そういった状

況で進めさせていただきました。

つきましては、大変遅くなりましたけれども、このたび、変更することとなりました各工程が終了いたしましたので、実数の精算を行いまして、金額の精算が完了しましたことによりまして、9月の補正予算として上程することができたと、可能になったということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今予算が高額になるからというお話がありました。1日でも延ばせば数百万円要るんだと。金額が大きいからこそ、議会に諮って慎重に立ち振る舞う必要があったんじゃないかと、私は考えます。

今、最後に言われました工事が完了したから——臨時会のときでしたか、お話ししたと思うんですけど、出来高払いでいいんですかと。本当に、工事の内容ですとか、そういったことを精査しないで、出来高払いでいいんですかという話をしたと思うんですが、そこについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えいたします。

出来高払いということではございませんで、当初、発注した工事につきまして、例えば、このたび8月の中旬に、杭打ちから——杭打ち工事、それから掘削工事まで終了しております。で、その工事は中旬に終了しておりますけれども、その出来高、それから工事の確認をするために、その後、発注者側としましては時間を要しまして、このたびの9月補正の提出というふうになっておりますので、発注者側としましては、数量、それから工事の内容をしっかりと確認しておるところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 先ほどの杉山議員の質問に関連しますが、今回、この定例議会に提出された建設工事の予算案は、これ見ますと減額しますとなっておりますよね。これ私、変なふうに理解しとるんでしょうか。山口新聞に出ておりますね。3億何千万の予算案、今回出てます、どこかに。どこに出た。私の間違いかもしれません。

それでね、先ほど市長の説明では、予算案の関連だから、山口新聞に建設費3億

何ぼですか、増額を言いましたとおっしゃいましたが、予算案を事前に新聞記者におっしゃるんですか。極めて素朴な質問で申し訳ないけど、以上の質問でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡崎行政経営課長。

○総務企画部行政経営課長（岡崎基代） それでは、ただいまの坪井議員の御質問にお答えいたします。

坪井議員の御質問は、予算書4ページ、継続費の補正、追加の部分に該当すると思います。

ただいま通知をさせていただきました。よろしいでしょうか。

今回追加しております継続費1の部分でございますが、本年度、単年度事業として予算計上をしておりました本庁舎整備事業費のうち、第一別館改修整備等に係るものについては、本庁舎の工期の見直しに伴いまして、実施期間が翌年度まで2年間実施ということになることから、今回追加しておるものでございます。

で、先ほど坪井議員言われました減額の部分でございますけれども、令和5年度の部分に4億2,401万5,000円という数字があるかと思えます。これは、4年度にただいま計上しているものでございますが、事業年度がずれましたので、未実施となる予定でございますので、その部分を減額しているということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待つて。いいですか。岡崎課長。

○総務企画部行政経営課長（岡崎基代君） 申し訳ありません。抜けてる部分がありました。

継続費の増額についてでございます。

それでは、2の変更の部分を御覧くださいませ。先ほど来説明をいたしているところでございますけれども、支持地盤の状況に伴いまして工事内容が変更となりました。それに伴いまして、工期と事業費の見直しを要することとなったため、2変更に記載しているとおり、建設工事ほか2件につきまして、それぞれ総額、年度、年割の変更を行っております。

内容につきましてですが、新本庁舎建設工事費として、総額、補正前は22億1,100万円から、補正後25億2,043万円、ここが3億943万円の増となっております。

続いて、年度が、令和3年から4年であったものが令和3年から5年に変更、ま

た、年割額につきましては、令和4年度の年割額が、補正前が20億5,632万円であったものが補正後12億4,480万円、ここが8億1,152万円の減となっております。その下、令和5年度につきましては、補正前設定がございませんでしたが、工期がずれました関係で、11億2,095万円の増となっております。

続いて2番目、新本庁舎建設工事監理業務といたしまして、総額の部分、補正前が3,561万8,000円であったものが補正後4,402万2,000円、ここが840万4,000円の増となっております。

続いて、年度につきましては、令和3年から4年であったものが令和3年から5年へ変更となっております。

続いて、年割額ですけれども、令和4年、補正前が3,312万6,000円であったものが補正後2,185万円、ここが1,127万6,000円の減となっております。

続いて、令和5年度は補正前設定がございませんでしたが、補正後1,968万円の増となっております。

続いて3番目、本庁舎建設附帯事業につきましてはです。こちら総額の変更はございません。それから年度が、令和3年から4年度であったものが令和3年から5年度に変更となっております。

続いて、年割額ですけれども、こちらは総額変更がございませんので、補正前、令和4年であったものが補正後、全額令和5年度へととなっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 補足します。議案は、1条、2条、3条と3つ含まれてますので、それを踏まえた上の議論をしていただきたいと思います。坪井議員。

○8番（坪井康男君） では、今この場で、予算委員会で審議されるような内容を申し上げるつもりは全くありません。

この庁舎建て替えの費用については、継続費っていうんですか、継続予算というんですか。だから、なかなか難しいんです。

私がさっき申し上げたのは、山口新聞にあれだけ大々的にどんと出ちゃった。そこがおかしいんじゃないんですかって申し上げたんですよ。だから予算に出しとるから言っちゃったよって。それ、あべこべじゃないですか。私はね、山口新聞見て、びっくり仰天しましたよ、ありゃって。これは今から出る話じゃないんだろうかと。だけど、新聞にでかでかと出ましたよ。見開いたすぐのところですよ。それを

申し上げているんでね。

何か本件はね、すかつとしないんです。何か隠し玉とかね、何かもう変則モーションでね、何となしにことを、あるいは変更を進めようと、そんなふうにはか思えないんです。もっと正々堂々とフェアに、間違っただけは間違っただけ、なぜ言わないんですか。おかしな格好で小出しにしてですよ。これこそ一番、議会軽視はいいんです。市民を欺く行為じゃないですか。なぜ、正々堂々とどんとおやりにならないんですか。

前回の、何かの会議のとき私申し上げました。この基礎をちゃんとやるというのは、建設工事のイロハのイです。基本設計もあります。詳細設計もあります。何でもそのときに、ぼかーと抜けてるんですか。私はそこををそもそも申し上げてるんです。なぜ、そうなったのかももう一遍——あのね、基本設計、実施設計ですか、何のための設計ですか。私の質問お分かりにならないければ、さらに詳しく言いますが、これで御答弁いただけますか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

新聞報道の件でございます。

これは、議会に提出して、議運終了後に、定例の記者会見を実施しております。これは今までどおりでございます。

で、その内容は、今議会に提案する提案提出する議案について御説明をさせていただきます。決して、議会前に、議員の皆さんにお示しする前に、記者発表をすることではございません。議運終了後に、定例記者会見を発表して、それは——内容は、今議会に提出する議案の内容でございます。

私からは以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございます。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 市長のね、さっきの方針説明。あれ——

○議長（竹岡昌治君） 議案説明ですか。

○8番（坪井康男君） 議案説明。あれ入ってないんでしょう。この3億追加の話は。それは何ですか。もう非常に素朴な幼稚な質問で申し訳ないけど、私はそれで何か説明があるんなら、よしとします。だけどそれは減額なんでもん、さっきの。その質問で終わります。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 御質問にお答えします。

本日の提案説明の中では、一般会計の補正予算第6号の中で、継続費の変更追加という説明をさせていただいてます。この中が、実はこの3億の総額の増加というところで金額は申し上げませんが、言葉的には継続費の変更ということで、御提案させていただいたところであります。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 私は、本件の進め方というか、非常に疑問がございます。杉山議員あるいは坪井議員と全く同じ感じを持っております。

まず、一番の疑問は、前回6月だったですか、新庁舎で、説明会のときに説明がありましたけれども、本件については、下に問題が——地下に問題があるというのは、基本設計段階でもう既に分かっておったことですね。

令和2年度には、もう基本設計の段階で下に問題があると、にもかかわらず、そのままその問題を、そのまま、のままに実施設計に移られて、実際に見ると、やはり思った以上の穴が空いていると。これはいかんと。慌てて、工法をオールケーシングですか、やったということですね。問題が分かっているにもかかわらず、そのまま実施設計のほうに移るとこのプロセスがいかがなものかというところでは。

先ほどから執行部の答弁を聞いておりますと、まず、スケジュールありきと予算ありきと。だから、何としても、それに合わせてやらんといかんと。結果的に、追加予算が必要であれば、国交省ですか——の指針に基づいて、設計費の2割までは、軽微なということでやろうと。確かに、当初が16億ですから、その2割だったら3億2,000万円ということで、その範囲内には入ってるでしょう。

ただし、この3億という金額ですね、たかだか200億もならない市の財政規模で3億。これと、東京とか大手の——大きな都会で1兆ぐらいもっと超えるような財政規模で、3億であれば、確かに3%ぐらいでしょうけど、200億の3億っていったらすごいこれは負担ですよ。これはやはり軽微だということで片づけるというのは、本当にいかがなものかなと思いますんで。

それと、今の質問は、だからなぜ、基本設計段階で分かっていることをその時点で、手が打てなかったのかっていうことの質問ですね。もっと変えれば、その時点で、

追加予算がいるのであれば、なぜ、追加予算ということで議会に諮らなかったのかってということが1つ。

それと、もう1つは、先ほどから問題になっております追加予算の3億については、私は、そういう工事が必要だから、補正予算できっちり説明をすると。議会の理解を受けるといふふうに思っていましたけども、実際には、継続費というところで3件、1件追加の2件修正ですか、やりますと。しかも、先ほどの市長の説明には、全くこの金額についても触れられておりませんし、そういう追加をやるということも触れられておりません。あるのは、工事が半年ですか延びるんで、4億は今年は計上したけど、来年度以降に回すという減額だけです。これは、はっきり言って、ほかの議員もおっしゃったように、一種のまやかしとしか思えません。

だから、やはり一番大事なのは、この追加で3億もかかるよということをしかり説明をされるべきだと思うし、それに、議会が承認を得るべきだと思いますんで、改めて、仕組みがですね、継続費ということで、継続費もそこで枠を取っておけば、もう今後、実際に執行するときには説明が要らないのかどうなのか。これは、議会運営方法に書いてあると思うし、そこまでちょっと知識がないんですけれども、もしそういうことであれば、それは甚だ不親切だと思います。しっかりこうこうこうという理由でこうこうこういうふうな金額が増えますと、もう既に半年工事が終わって、あの機械1日200万円かかるということかもしれませんけれども、やはり、説明すべきことを説明した上で進めていくっていうのが筋じゃないでしょうかね。

2点、まず、質問1、基本設計の段階で、地下に問題があると分かっているにもかかわらず、そのまま実施設計に行って、実際には積み上げたら3億かかるよ。こういうやり方で本当にいいんでしょうか。

2点目、この追加資料を継続費ということで、金額のアイテムも説明にはなかったです。本当にこういうやり方でいいんですか。

以上2点、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 中嶋総務企画部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） ただいまの藤井議員の最初の御質問にお答えいたします。

まず、基本設計時の地質調査、こちらのほうは、令和2年の4月から6月の間に行っております。

まず、基本設計の調査目的から御説明いたしますと、この目的といたしましては、本庁舎整備における建築物の構造設計及び施工計画に必要な地盤情報を得ることを目的として行っております。

そして、その基本設計の調査結果といたしましては、ボーリング調査を行い、その結果、地下10メートル付近から石灰岩が分布しておるということで、このとき既に、石灰岩の分布ということは分かっております。その石灰岩層内に溶食洞、こちらのほうも、この基本設計時に分かっておりますが、溶食洞が南東側3か所で確認されております。

で、これらの状況を踏まえまして、支持層の決定及び事業形式の選定といたしまして、事業形式は、杭地業を採用、杭の支持地盤を石灰岩断層とし、溶食洞のある箇所については、下面の石灰岩を支持地盤ということで決めております。

そして、今後、支持層であります石灰岩層の天端レベル及び溶食洞の分布を実施設計時、その次の実施設計時のボーリング調査により、杭の長さ、それから施工方法を決定することとしております。これまでが——今御説明いたしましたのが基本設計時の目的であり、調査結果でございますが、これに基づきまして、その次に、同じく令和2年の次は12月ですけれども、12月から2月にかけて、実施設計時の地質調査を引き続き行っております。

こちらの目的、調査目的といたしましては、基本設計とは異なりまして、基本設計の結果を踏まえ、その工事に係る杭地業における杭支持層の天端レベル及び溶食洞の分布等を調査し、杭の長さ、それから施工方法に必要な地盤調査を——地盤情報を得ることを目的として実施しております。

実施設計の調査結果といたしましては、ボーリング調査を行っておりますけれども、その結果、溶食洞の分布状況を把握し、支持地盤の推定分布図を詳細に作成しております。

そして、これまでの調査を基に建物の構造計算を行いまして、杭工法を決定、それから支持層の土質は石灰岩として、このときに杭の本数は全部で67本、それから杭の長さが892メートル、こちら当初の杭の長さの合計でございますが、892メートルを打設するという計画をしております。

それから、溶食洞が分布いたしまして、石灰岩の貫通が必要と想定した地点につきましては、オールケーシング工法による先行掘削を行うこととして、実施設計を

作成しております。これが、実施設計までの調査であり方針でございます。

これに基づいて、令和3年の11月から工事に入ったわけでございますけれども、この当初の実施設計に基づいて工事を行ってございましたけれども、これの想定外の地質、それから岩盤の状況が発生いたしましたので、今回の増額に至ったという経緯でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ちょっとすみません。田原議員含めて、午後にしたいと思えますので、ここで1時まで休憩したいと思います。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を続行いたします。田原議員。

○3番（田原義寛君） ジビエの普及促進について——ジビエの普及支援についてお尋ねします。

今、minetoでジビエについて、いろいろ探求が進んでいるということは聞いておるんですけど、ジビエ、これから例えば、つい最近、於福駅とあと厚保駅でマルシェがあったときにも、ジビエがキッチンカーの中で料理として出てきて、カレーの中に入っていたりとか、あとあるいは、美祿市内で行われるいろいろな催し事があるときに、ジビエを活用したような料理がもうたくさん出てきてるんですけど、このたびのジビエの普及支援の中で、具体的にどのような支援が行われるのか。

一般質問でちょっと質問させていただきましたけど、ジビエを行う以前の話として、獲った野生動物を迅速に処理、確保できるような施設なんかも必要ですし、そういうところに対して、何か支援があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの田原議員の御質問にお答えいたします。

このたび、ジビエ普及応援補助金といたしまして、250万円を補正予算で計上しております。

この予算は、食肉処理施設の整備事業として、食肉処理施設の新築、改築等、設備の購入及び整備に必要な経費を3分の2以内、100万円を上限にする事業と、もう1つ自家消費拡大事業といたしまして、懸吊設備——吊り下げる設備、あるいは

解体作業台などの購入経費を補助率2分の1以内で、上限5万円で——5万円とする事業を新たに創設したものでございます。

これまで有害鳥獣の捕獲や狩猟によって、捕獲されました鳥獣につきましては、一部を除きまして——一部の自家消費を除きまして、埋設やあるいは焼却処分ということでございまして、度々議会のほうでも、活用について御提案があったところでございます。

なかなか、公設での設置というのは、いろいろな要件等がございますので、このたび、狩猟者あるいは狩猟者のグループが自らそういったこの事業を活用していただきまして、ジビエの裾野を広げるという意味合いで創設したものでございます。

狩猟者の狩猟免許が先日、合格発表ございましたし、本格的に猟期が始まります11月を前に、この事業を創設することによって、早めに広めたいという思いで、このたびの補正に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかにございませんか。山中議員。

○13番（山中佳子君） 継続費の補正についてお尋ねします。

先ほどからの質疑の繰り返しになりますが、6月24日の本庁舎建設等特別委員会において、工期は、当初、令和5年3月末の予定が7月末になるという説明を受けました。しかし、先日、9月9日にはさらに遅れて、8月末になるという新聞報道がされています。工期の遅れも我慢し、追加費用の3億円以上の負担は、受注者である美祢市が負うという今回の事態に、市民が納得するのか、甚だ疑問が残ります。発注者と受注者との関係は対等であり、この関係に立ち、工事を進めていくべきだと思います。しかし、私は、篠田市長と現在、市本庁舎建設に関わる業者との関係について大きな疑問を感じています。

そこで議長に、私はある資料を入手しておりますが、全員に配付する許可をいただきたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） ある資料とは分かりませんが。

○13番（山中佳子君） この場に持ってきててもよろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） はい。そこで結構です。自席で結構ですが、何の資料でしょうか。

○13番（山中佳子君） 公共工事の適正な施工を確保するために、発注者と受注者が

対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であると国も示しています。この資料は、令和元年の篠田市長の後援会の収支報告書ですが、発注者と受注者の関係において、法的、倫理的に問題があると思われますので、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 申し訳ないです。議案に関係があるかないかというのが大きな問題点になると思いますが、関係あるんですか。

○13番（山中佳子君） 大いにあります。

○議長（竹岡昌治君） はい、分かりました。じゃあ配付してください。山中議員、ちょっとお尋ねいたしますが、この資料がこの議案とどういう関係があるのか明快にちょっとお答えいただきたいと思います。

○13番（山中佳子君） 皆さんに配付したものは、篠田洋司後援会収支報告書をネットで調べたものです。県の選管にて公表されているもので、誰でも閲覧できますので、固有名詞を申し上げることについてはお許しいただきたいと思います。

7ページになります。7ページをちょっと見ていただけますでしょうか。寄附のうちは――

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。議案とどういう関係があるか、御説明いただきたいと思うんですが。

○13番（山中佳子君） 公共工事というのは、受注者と発注者が対等の関係になければならないと思っております。しかし、今回、篠田市長は、このJVの会社から寄附を受け取っていらっしゃる。そのことについて私はちょっとお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） もう一度お尋ねします、明快に。いわゆる何か対等でなければいけないとおっしゃったんですが、山中議員は対等でないというお考えの基ですか。そういう前提の基にお尋ねしたいと思っております。それを立証するための資料ですか。

○13番（山中佳子君） そうですね。

○議長（竹岡昌治君） はい、分かりました。ちょっと説明してください。

○13番（山中佳子君） 7ページに寄附の内訳が掲載されていますが、平成31年1月31日20万円、同じく2月8日に50万円、さらに2月21日に60万円、秋山貴文なる人物から合計130万円という多額の寄附があります。

確認ですが、この秋山貴文氏とは、現在新本庁舎建設のJV企業の一社である大和建設の代表取締役である秋山貴文氏でしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 市長、答弁なされません。いや、答弁はないですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

政治活動収支報告書、これは個人としての政治活動の報告でございます。したがって、個人の活動と市長としての職務は全く違うものでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 後援会活動資金は当然、後援会活動をするための資金ですが、私の認識では、後援会活動はやがて選挙運動に連動し、当選すれば議員や市長になるわけです。特に市長は、予算の執行権をお持ちです。したがって、法的にも倫理的にも、この収支に関して十分に配慮し、遵守するべきものであらうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中議員の御質問にお答えします。

法的にも、倫理的にも一切やましいことはございません。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） もう1点お尋ねしますが、この報告書に記載されています事務所の住所は、美祢市大嶺町東分3407の26で間違いありませんでしょうか。この土地建物の所有者はどなたでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと聞き取れんところがあつたんですが、もう一度お願いします。

○13番（山中佳子君） この事務所所在地が書かれておりますが、この資料には、美祢市大嶺町東分3407の26で間違いありませんでしょうか。この土地建物の所有者はどなたでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） そういう意味ですか。市長、お答えがいただければお答えください。できなければ結構です。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 収支報告書でございますけど、これ、市の市政に関係あるん

でしょうか。この場での御質問にはちょっとお答えしかねます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 今、市長、反問権ですか。はい。山中議員。

○13番（山中佳子君） 今回の追加工事の補正も含めて、この受注者と発注者の関係について非常に私は疑惑を感じております。そこで、後援会というのは先ほども申し上げましたように、選挙資金に通じるものだと思っております。

それから公共工事の適正な施工というのは、受注者と発注者が対等な関係に立たなければならないと思っております。先ほど、住所のことはお答えにならない——関係ないと思われていらっしゃるでしょうから、この市政とは関係ないと思っていられると思いますから、答えられないと思っております。

先日、担当課においてこの住所を確認いたしました。この土地建物は、現在新本庁舎建設JV企業の一社である代表取締役の個人所有でした。ということは、市長は、建設会社まる抱えで誕生し、市長就任直後の大型プロジェクトである新本庁舎建設に、市長をまる抱えした企業2社に疑われても仕方がない入札方法や追加工事を行って、利益供与しているという疑念を持たざるを得ません。公職選挙法第199条の1第1項、さらに第200条によると、地方公共団体の請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、地方公共団体の長または議会の議員の選挙に関する寄附は禁止されています。

以上のことから、私は、この資料は非常に市政に関係があると思っておりますので、提出させていただきました。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今、拝見して驚いておりますが、確かにですね、7ページですか、受けとしてですね、3行入っております。3行も書かれとるんだから誤記はなかろうと思うんですが。

それと、また18ページですか、18ページには、今言われたお話があった会社ですね、後援会だより印刷1万8,000枚ということで、ほかの印刷に関しては、私も存じ上げてる印刷会社なんですけど、ここだけ建設会社に、それこそ今お話のある会社が入っておるんですね。これ、どういった印刷をされたのか。どういう御関係であれされたのかっていうのがちょっと分からないんですけど、もし説明ができれば

していただけますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 説明ができればいいですよ。できればということですから、お答えになるか御自由です。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えします。

本来でありましたら、議会の場でございますので、お答えする必要はないというふうに思っております。個人の政治活動についてはですね。

ですが、あえて疑念を減らすためにも、一切やましいことございませんので、この分、ここはカラーコピー代でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。よろしゅうございますか。杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今何を話したいかというのは、この工事が適切であるか否かっていう話の中で、特定の業者の方と因果関係があるのかどうかというところにも資料が出ましたんで、かかってきておると思います。

で、疑惑が残ったままですと、やはり後にこれ予算決算委員会に付議されるんでしょうけど、そこでの議論も進まないと思いますので、できれば答えていただきたいと思うんですが。

ここに今ちょっと拝見して驚いたんですけど、会計責任者の氏名、事務担当者の氏名というところが同じ方で、これちょっと私の存じ上げていらっしゃる方だったらですね、もう関連された方じゃないかなという気がするんですけど。議長、この場で、この方本人かどうかというのを電話してもよろしいですか。

○議長（竹岡昌治君） それはちょっと認められませんね。申し訳ないです。

○7番（杉山武志君） いや、しかし今お話ししましたとおり、工事が適正だったかどうかという大事な局面であろうと思うんですが、そこに、こういう資料が提出されて、どこまでプライベートに入っていけるかっていうところは、いろいろ難しいと思うんですけど、できればこの工事との関連性を含めて、電話で御本人を確認したいと思うんですが、駄目ですか。

○議長（竹岡昌治君） はい、ちょっとそれは、議案とはかけ離れると思いますんで、杉山議員の調査した段階での話をしてください。杉山議員。

○7番（杉山武志君） それでは市長にちょっとお尋ねしたいと思います。

この会計責任者の方、事務担当も抱えておられますけど、私が存じ上げてる方だ

とすれば、この会社の幹部社員の方であろうと、また市の指定業者の代表者の方ではなかろうかと。その方が会計責任者、事務担当者ということでいらっしゃるというのはちょっと驚いたんですけど、それに間違いはないかどうか、市長にちょっとお答えいただければと思うんですが。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと分かりませんが、その会社というのは分かりませんが、何が言いたいんですか。ちょっと、ほかの議員も分からないと思います。杉山議員。

○7番（杉山武志君） ちょっと、あまり公に言いたくないんであれでしたけど、現在、新本庁舎の建設工事並びに機械設備工事の受注会社の幹部職員――

○議長（竹岡昌治君） そういう意味ですか。

○7番（杉山武志君） 先ほど来、後援会のこととは言いながらも、お金の受け払いがあつて、対等の立場が維持できたのかどうかというところ、またそれが工事に関わってくるのではないかと、そういう疑念の下、お尋ねしております。

○議長（竹岡昌治君） 市長、対等の立場っていうのは言ってください。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

私はJV、安藤ハザマとそのJVとの協議にも参加しておりませんし、職員にも指示していないところでございます。したがって、対等な受注者と発注者の関係は、適正な関係だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） いろいろ先ほどから聞いております。

○議長（竹岡昌治君） マスク外して言ってください。申し訳ないです。

○10番（岡山 隆君） 先ほどからいろいろ聞いておりますけれども、今回収支報告がちょっと出ておりますけれども、これは、市議会議員であれば、全員が年末に出さなくてはならない。いろいろ寄附行為等もあつたら、皆さん全員が寄附として金額を記入して報告しております。

それで、本当に不正的なものがあれば、私はここにはもう書かないと思います。あえてちゃんとしたということは、そこには問題がない、そういった視点でこういったことを金額が書かれたんではないかと、そのように思っております。疑えばどこまでも疑ってしまうわけでありましてけれども、その辺は、今市長のほうからより

明確にはしてもらいたいところもありますけれども、しちゃおられますけど、1回ですね、これはちょっと議案から若干ずれてます。だから、そういうために1回議長のほうがこれを受けて、それで精査して、それで、議員に全員に配っていいものであるか、できれば、そのように配慮を、議長のほうからまたそれでよしとした場合には配っていただいてもいいですけども、その辺をどうかもう一度、議長のほうからこういった資料が出た場合には、対応をしっかりとさせていただきたいと思っております。要望でございます。

○議長（竹岡昌治君） 分かりました。申出によりますと、受注者と発注者が対等の立場ではないという疑念の下に配付させてくれということですから、許可しましたが、皆さんどう思われますか。

私は、一応、これは配付してもいいと思いましたが、皆さん駄目だっておっしゃるなら撤回しますが。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私は、配付されて結構だと思います。これこそ収支報告なんというの一番、議員としては、大事な報告書です。それに堂々と乗っかっているわけですから、これはやっぱり疑われてもしようがない、客観的に、その疑惑を招いてもしようがない。今世間では統一協会と自民党の問題やってるじゃないですか。同じようです。私は一切差し支えないと、このように思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 議論を先進めたいと思います。皆さん、ほかにありますか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 先ほど、本件で2点質問したんですけども、一点は回答があったんですけどね、もう1点、要は、追加の3億っていうのを継続費だったですかね。ということで、今回上げられてる、もうこれで、仮にこの補正予算が通ったとしたら、もうその3億っていうのは、議会のお墨つきもいただいたし、それでもう執行できるんだということなのか。一応枠だけは継続費で取ってるんだけど、やはり実際に、その3億っていうか、その内訳ももうクリアになったんで、出されてると思うんですけども、改めて、こうこうこういう工事を追加でやりたいんでということで、補正ということで、また、別途出されるのかということについて質問したんですけども、そこについては、回答まだいただいてなくて、私もうっかりしてましたけども、その点についてちょっと御回答をお願いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 大変失礼しました。確かに、午前中の質問の中に、2点あったと思います。岡崎行政経営課長。

○総務企画部行政経営課長（岡崎基代君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。継続費は、通常役所で行っている単年度予算とは異なりまして、2年度から——だから今年度と2年度以上にまたがって経費を支出する場合に、予算の定めるところによりまして、その経費の全体額、それから年割額等を定めるものとなっております。

今回の場合は、3億追加になっておるところですが、全体の工事費として、例えば先ほどお示ししました4ページの継続費のところを御覧いただければと思うんですけれども、補正前が22億何がしで、補正後が25億となっております。ここで、3億増えているというようになります。

で、あと見ていただくのが年割額のところでございます。で、通常であれば、単年度予算であれば、3億ここで補正をして追加をするという流れになるかと思えますけれども、これ継続費の中で動いておりますので、令和4年度のところを見ていただきますと、年割額が20億5,000万円あったところが、継続費の補正を行ったとして、今12億というふうに減っておるところでございます。

で、全体工事が後ろにずれた関係で、今年のいわゆる出来高工事支払額というのが全体としては減りますので、補正予算として、今あがっていないという状況になります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡崎課長、たしか3月議会、6月、どっちやったかいね、継続費を減額されたと思うんですよ。当初。いや私はそれで建設費を抑えるという本気度が示されたなと思ったんですが、それはどういうこと。減額されて、また今回、ちょっと答弁のつじつまが合わないんですよ。確かに減額されましたよね。岡崎行政経営課長

○総務企画部行政経営課長（岡崎基代君） ただいまの議長の御質問でございます。

3月に継続費補正させていただきましたのは、いわゆる工事の入札によりまして、落札減が生じたことによりまして、減額となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 私が質問するわけにいきませんから、答弁がちょっと食い違

うと思います。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 質問を端的に申し上げます。

要は、この継続費に今回継続されたことで、もう3億の費用については、ここに入ってるから、もう改めて単独に補正ということで、例えば、次回の議会とかというふうなところではもうされない、する必要もないということですね。だから、その追加の3億というのは、今回この継続費のこれで判断してくれと、こういう理解でよろしいですね。

○議長（竹岡昌治君） 藤沢総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 契約ベースでの全体額としてはこの継続費が根拠となります。ただし、各年歳出予算を組みますので、今年度もそうです。来年度の新年度予算ですね、新年度予算には、令和5年度分の工事費が歳出予算として、また御提案させていただきます。

で、実際の支出の根拠となる権限は、歳出予算によって起こりうるものです。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 私は、この議案——この議案といいますか、追加工事について、3月にちょっと説明があつて以来ですね、ずっと審議を求めておりました。6月の定例会にも出されず、6月の特別委員会でも随分と意見を述べさせていただいて、8月の特別委員会でもきつく申し上げたんですけど、8月の臨時会にも提出されない、提示がないと、今回、ようやく出てきたんですけど。

審議をずっと続けて求めておりました。何かしら不自然でですね、プロポーザルされたところが基本設計されて、実施設計、この問題があり——あると言いながら、進んでいるわけですね。

で、3,500万円ですか、入札ではなく、随意契約で、同企業が監理業務に当たられて、今回840万円追加になると、何もかも何か出来レース感が出て、どうなんだろうかなと思っております。

我々議会はですね、市民を代表しまして、市の行っていることを適切なのか、妥当なのか、疑義が生じないのか、検証する義務があろうと思います。で、市民にですね、税金として託されたお金、それをきちんと適切に使用していただくためにですね、ちょっと極端な言い方です。工事を止めていただいても、対等な立場とし

て契約が行われたのか。先ほど来お話がありました市長の発言が——の正当性、工事の妥当性、適正であるかどうか、議論する場を設けていただきたいと。調査権の発動も視野に入れて、議長にその環境の整備を図っていただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 山中議員。

○13番（山中佳子君） 先ほど岡山議員より、今私が配付しました書類について、いかがなものかというお話がありましたが、これは県の選管のインターネットでも、みんな載っております、誰でも閲覧できるものです。ここで配布しても何ら私は問題は無いと思っております。議長の判断に感謝いたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） いや、もう一旦許可しましたから。今杉山議員がおっしゃったのは、どこかで、これをまた審議せってことですか、特別委員会じゃなくて。ちょっと意味が分からなかったんで。杉山議員。

○7番（杉山武志君） やはり今、新たなものも出てきましたし、もっともっと審議する、議論する必要があると思います。で、単なる特別委員会では、資料の請求ですとか、そういったものに限りがありますので、100条をお願いしたいと思えます。

○議長（竹岡昌治君） そういうことですか。分かりました。ちょっと、今市長と皆さんのやりとり聞いておりましたが、なかなか難しい問題ですが、ちょっとここで暫時休憩をしたいと思えます。時間は指定しません。ちょっと暫時休憩させてください。

午後1時37分休憩

午後4時46分再開

○議長（竹岡昌治君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。本日は、延会することに決定しました。

本日はこれもちまして延会します。

なお、明日の会議は午前10時に開会します。

午後 4 時47分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月15日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃